

4月から屋内は原則禁煙に！

受動喫煙をなくすための 取り組みが変わります

平成30年7月に受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が成立し、学校や病院、行政機関などの敷地内が禁煙となりました。

さらに、令和2年4月からは、2人以上の人が利用する施設、飲食店や会社、工場、集会所なども屋内禁煙となります。喫煙マナーを守り、たばこを吸う人も、吸わない人も、気持ちよく過ごせる社会を目指しましょう。

改正健康増進法の 4つのポイント

- ① 学校、病院、行政機関などは、敷地内が原則禁煙です。
- ② 会社や工場だけでなく、飲食店や集会所など、多くの施設で屋内が原則禁煙となります。
- ③ 20歳未満の人は、たとえ喫煙目的でなくとも、喫煙エリアへは立ち入り禁止とな

令和2年
4月から

- ります。これについては、たとえ従業員であっても立ち入ることができません。
- ④ 喫煙室がある場合、標識掲示が義務付けられます。



喫煙者の皆さんに、
ぜひ読んでほしい！

受動喫煙による 健康被害

本人は喫煙しなくとも周りの人のたばこの煙を吸わされてしまう「受動喫煙」は健康に影響を与え、肺がんや脳卒中、気管支喘息などのリスクを高めます。たばこの煙に含まれる有害物質は、喫煙者自身が吸う「主流煙」よりも、たばこの先から直接出る「副流煙」に多く含まれています。

知っていますか？ サードハンドスモーク 三次喫煙

三次喫煙は、残留受動喫煙とも呼ばれています。たばこの煙成分はカーテンやソファ、寝具など、部屋やもの



に染み込み、煙が消失した後にも有害な化学物質が残ります。受動喫煙防止に取り組み際には、三次喫煙を意識することも大切です。

加熱式たばこも 要注意！

日本では、ニコチン入りの電子たばこの販売が法律で禁止されており、たばこの葉を燃えない温度で蒸し焼きにする加熱式たばこの喫煙者が急増しています。

加熱式たばこは、紙巻たばこよりも煙が少なく、有害物質も少ないといわれています

が、全くないわけではありません。ニコチンや発がん性物質が含まれ、それが周囲の空気汚染することを厚生労働省が発表しています。

禁煙にチャレンジ しませんか？

たばこの煙には、ニコチンや一酸化炭素、70種類の発がん性物質をはじめ、5300種類もの化学物質が含まれています。そのため、大人はもちろんのこと、身体の機能が未熟な子どもにとっては、受動喫煙は深刻な問題です。

受動喫煙をなくすためには、禁煙することが最善の選択です。自身の健康のためにも、禁煙に取り組みましょう。町では、禁煙治療に要した治療費の一部を補助しています。禁煙したい人や、禁煙しようか迷っている人などは、この機会にお気軽に相談ください。

